



所長コメント

1月5日に高校の同窓会を行いました。

その前に母校である基町高校を見学に行きました。とても校舎とは思えないモダンな外観ですが、昨年1年間広島市から派遣された事務長(同級生)の話だと中にいる人にはとても使いづらい造りだと嘆いていました。でも校舎の効果もあって、学校のレベルが急上昇し、我々の頃には毎年1~2名だった東大、京大なども20名ぐらい

合格しているようです。土曜日の午後、3年生の教室を覗くと、各クラス10名程度の生徒が真剣な表情で自習をしていました。

その後、市内某所で20名ほど集まった仲間と恩師を囲んで、楽しい一時(ひととき)を過ごしました。

憶えてたマドンナもすっかい……でした。

社長の仕事

税理士

大場史郎

已年に期待する

安倍晋三自民党内閣がいよいよスタートした。

経済では円高是正、デフレ脱却を掲げているのは的を得ている。今のところ、新政権への期待で、大納会で日経平均株価が今年最高値をつけたのは、上々の滑り出しだ。

今後、赤字覚悟の大幅な補正予算をつけるのだろうが、福島の復興を第一に、そしてぜひこれから日本を支えていくべき産業、事業を育てるための予算をしっかりとつけてもらいたい。

今までのような箱モノ一辺倒では、過去の繰り返しである。環境、高度医療、介護などで世界のナンバーワンになるべく企業を誘導してもらいたい。また高度成長期に造った道路、橋、トンネルや上下水道など耐用年数がぼちぼち来ている、これらの維持管理に相当お金がかかる。

円高是正、高い法人税等の改正、更には電気などのインフラ整備が、企業を日本に留まらせる。またいったん国外に出た企業をUターンさせるための手段だ。そうすると若者の雇用も生まれ、税収も増え、生活保護受給者の増加も食い止められる。

まず日本を支えた企業が国内にいても十分戦える

ようにしないと、中小企業も、我々庶民も豊かになることはできません。

そのために電気を安く、安定的に供給することは不可欠である。原子力発電の全面停止ではなく、併用はやむを得ないと思う。

来年、平成26年は消費税率のアップが行われる予定です。その最終決定が今年の10月に行われる。今年はその駆け込み需要が大幅に増えると思われます。耐久消費財、住宅、企業の設備投資等は特需があるはずです。

7月に行われる参議院選挙、自民党はねじれ国会解消のためにも、なんとしても勝利したい。そうすると、そこまでは庶民に厳しい、我慢する政策は極力控えるはずだ。

3月末で金融円滑化法による借入金元本返済の棚上げが切れます。実はこの法律は2度の延長を繰り返してきています。「もう、これが最後」ということでした。しかし前段で述べたことを考えますと、これに代わる何らかの措置が講じられるのではないかと思います。

今年は良い年にしたいですね。



“公正証書遺言のすすめ”

Aさん：新年おめでとうございます。今年もよろしく。

わたし：こちらこそよろしくおねがいします。

Aさん：ところで、去年の仕事で何か印象に残ったものはある？

わたし：司法書士の仕事は不動産や法人の登記が主だから、法律行為をした後の後始末というか、いわば後追いの業務が多いんだけど、去年の暮れの12月27日に、80代の女性の公正証書遺言書作成のお手伝いをしたのが心に残っているね。

Aさん：どんな内容の遺言？

わたし：たくさん土地、建物を持っている人で、その中には数件の借家もあったね。50代後半の長男と長女に遺産をほぼ均等に相続させるための公正証書遺言書を作りたいということだった。

Aさん：それでどういうふうにしたの？

わたし：まず、依頼人の不動産を漏れなく把握するため、不動産所在地の市役所・町役場で固定資産税課税台帳記載事項証明書（いわゆる名寄せ帳）を取り寄せて、それらの登記簿謄本を法務局で取った。そして、依頼人に預貯金の一覧表をメモ書きにしてもらった。それから、依頼人の要望を聞いて、遺言（案）を作って依頼人に見てもらい、それを公証人にFAXして内容を検討してもらって日時を決め、公証役場へ行って、公正証書遺言書を作ってもらったんだ。具体的にどんな書類が必要かは公証人役場に聞いたから教えてくれるよ。それから公正証書遺言書作成には証人2人が要るんだ。ただ、遺産をほぼ均等に相続させるといっても、預貯金はお金だから割り切れるけど、「私は道路側がいい」とか、不動産は相続人の思いがそれぞれ違うから、決めるのがなかなか難しいよね。それにしても、団塊の世代が60代の老人世代になった今、本気で遺言を考えておく必要があると思うよ。遺言せずに死んだために肉親間の醜い争いがいかに多いことか……。遺言の方式には他に自筆証書遺言などもあるけど、やはり、公正証書遺言が確実に安心だろうね。死後の家庭裁判所の検認が不要で、原本が公証人役場に保管されているし、遺言者には正本と謄本をくれるからね。もちろん、後日、遺言の内容を変更することもできるよ。

Aさん：そうだね。自分だけはいつまでも生きると思ってるんだろうけど、本気で遺言書を作らないといけないね。

ワーク・ライフ・バランス

社会保険労務士
キャリアカウンセラー

田村 実



「仕事と生活の調和」と訳され、近年日本のみならず、世界の企業で実施を呼びかけられている言葉です。

1、ワークライフバランスとは

仕事は、生活をするうえで、賃金を得るために大切なものです。しかし最近では仕事のために他の私生活の多くを犠牲にしてしまう仕事中毒（ワーカホリック）状態となり、心身に疲労を溜め込みうつ病に代表される精神疾患を患ったり、過労死や自殺に至ったり、家庭を顧みる時間がなくなることによって家庭崩壊に陥るなどの悲劇を生む事例が後を絶たなくなっています。

また、仕事と生活のバランスを崩したことで起こる悲劇の急増は、日々の私生活や将来への大いなる不安を抱かせることになり、返って社会の活力を低下させてしまうこととなります。さらには多忙で安定した生活ができないことにより出生率低下・少子化に繋がりと、人口を減らす原因となってしまうとも考えられています。

こうしたことから、仕事と生活のアンバランスが原因で引き起こされる多くの悲劇を抑えようと、「仕事と生活の調和」、ワーク・ライフ・バランスが叫ばれるようになりました。

2、企業の取り組みと効果

従業員が定着しない、モチベーションのアップ、生産性の向上で悩まれている多くの企業は、ワーク・ライフ・バランスを導入することにより、従業員個々の生活状況を考えたプランの実施が効果的と言われています。

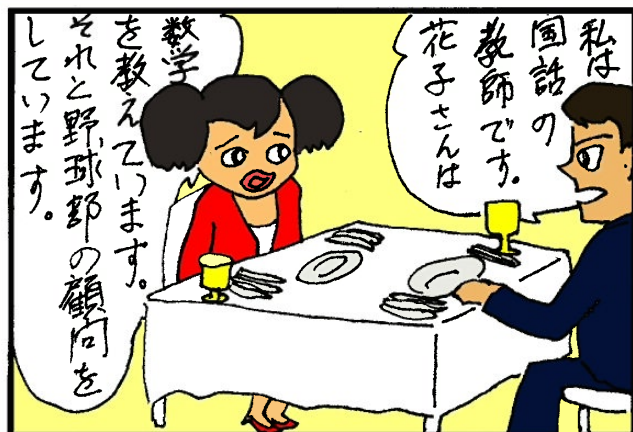
改善方法の考え方

- ①最小の労働時間でより多くの成果をあげられるよう仕事の進め方や業務体制を見直す
- ②会社の目標達成とともに、自己のキャリア形成について考え、自己管理できる社員を育成する
- ③ワークライフバランスについて、管理職の意識を改革する

日本は、主要先進国のなかで最も労働時間の長い国でありながら、労働生産性はあまりよくないという話を耳にします。また、終身雇用の崩壊や長引く不況により、「会社のために」とか「仕事が一番」と考える若者が減少しているという統計もあるようです。これら急速に変化する社会の中、企業の変化は急務ではないでしょうか。

花子 32 歳 おおばいろう

三度目のお見合い



～トレンドを読む～

担当 大場史郎

広島市を考える

広島市の新幹線口の二葉の里、在来線の南口の開発が本格的になってきた。ここ2～3年で大きく変わりそうだ。

二葉の里の高精度放射線治療センター(仮称 2017年運営予定)や荒神地区のショッピング施設、ホテル更には高層マンションなど。広島高速5号線 二葉山トンネルも地元住民の反対があるものの17年完成を目指して14年に着工予定と発表した。

駅ビルも広電の市内電車が直接乗り入れて、アクセスも良くなるようだ。

広島市の玄関口もやっと100万都市らしくなる。

更にはJRの白島駅もできて、アストラムラインとの接続も良くなる。

これは廿日市や瀬野川方面から市内に出てくる人にも、逆に古市方面からJRに乗る人にとっても格段にアクセスが良くなるのではないかと。朝の5分～10分は大きい。

広島はカーブ、サンフレッチェ、更にはバレーボールのJTサンダース、ハンドボールの男性の湧永製菓、女性のメイプルレズとスポーツは盛んだ。

私は観るとしたらカーブしか観ないが・・・。

文化面でみたら、広島などが有名か、神楽も盛んなようだ。

宝塚を観に宝塚市に行くように、吉本を観に大阪へ行くように、こんなリピーターとして観光客が来るようなイベントがあるといいのだが。

最近キャッツが、上野学園ホールで、ロングランの公演をしている。中国、四国から観光客が訪れる。観光客が来れば、宿泊、飲食、更にはショッピングにお金を落としてくれる。

市内でのイベントは5月フラワーフェスティバル、12月のドリミネーション、どちらも平和大通りで行われる。

今回の表紙の写真は母校の基町高校である。普通の校舎の倍以上の予算をかけて造ったようだが、この校舎に憧れて優秀な生徒が集まり出したということは、箱も大事ななのかもしれない。もっともその後の教職員など関係者の努力が更に大事なのであろうが。マツダスタジアムも100億円以下で他球場に比べれば、とてもコンパクトな予算で、観客を呼べる球場を造った。しかし、一度は来てもリピーターにするには、カーブの成績、若手の活躍がないといけない。

旧市民球場後地にサッカースタジアムをという要望が多い。しかし、サッカーは野球に比べて試合数が3分の1程度と少ない。採算が合うかどうか、なかなか踏み切れなところのようだ。アクセスは大変良いところなので、真夏の野外コンサートなど多目的会場として、ぜひ造ってもらいたい。

広島は四国山地に守られて台風もめったに来ない。また冬は中国山地に守られて雪も少ない。非常に住むのに快適な土地である。

市内を流れる6つの川は住むには不便かもしれないが、リバーフロントは美しい景観を醸し出す。これを上手に使う手立てはないものか。

広島市に関して、残念なのは広島大学を逃したことと、空港から遠いことである。

どちらも今となってはどうしようもないことではあるが、少なくとも空港までのアクセスを交通事故でしばしば遅れる高速バスだけでなく、JRを延長してもらいたい。これも広島市が今後海外や県外から人を呼ぶ大事なインフラだ。

やがて、何年か先に道州制に移行すると思われる。その時に、中四国の州都が岡山市に持つていかれることのないようにしたいものである。



税務 住宅借入金等特別控除『バリアフリー改修促進税制』とは

担当: 宮本佳依

Q 私は、両親が高齢となったことから、長年居住している自宅を改修する事にしました。住宅ローン等を利用してバリアフリー改修工事を行った場合には、減税措置が受けられると聞きましたが、その概要と注意すべき点について教えてください。



A バリアフリー改修工事を含む増改築をした場合については、「住宅借入金等特別控除(以下、住宅ローン控除という。)」のほか、平成19年度改正において新設された「高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除(以下、バリアフリー改修促進税制という。)」の特例が設けられています。

「バリアフリー改修促進税制」は、「住宅ローン控除」よりもバリアフリー改修工事に係るローン部分の控除率が高く、住宅ローン残高(1,000万円を限度)の一定割合を5年間にわたり所得税額から控除できる制度です。

また、平成21年度税制改正により、住宅ローン等を組まずに自己資金により行うバリアフリー改修工事について、「住宅特定改修特別税額控除」として新たな税額控除制度が増設されました。この税額控除制度については、平成21年4月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用できることとされています。

なお、バリアフリー改修工事に係るこれらの税額控除は、いずれか一つの選択適用となるため、その判定においては、どの特例を適用すれば有利であるかその効果を比較検討する必要があります。

税務 贈与税の確定申告

担当: 吉國雄一郎

贈与税は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。
贈与税の課税方法は、2つあり「暦年課税」と「相続時精算課税」があります。
贈与税の申告期限は所得税の確定申告と同じ、その年の翌年3月15日となっております。



暦年課税

一人がその年1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。1年間にもらった財産の合計額110万円以下なら贈与税はかかりません。したがって贈与税の申告は不要ですが、相続対策として自社株を評価額が110万円以下となるように現オーナー様から後継者の方に贈与される場合等は、贈与税の申告書を提出する事により、株式が移転した事実を残しておくことにもいずれの相続時にもめないためにもお勧め致します。

相続時精算課税

相続時精算課税を選択した贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対してかかります。

なお、この適用を受ける場合は贈与税の申告期限までに税務署に申告書を提出しなければなりません。例えば住宅を建てられるにあたり、特別控除額の範囲内でご両親から住宅資金の贈与を受けられた場合でも申告をしないとこの規定の適用を受ける事ができませんので、ご注意ください。

税務

年をまたいで支払った入院費用に対して受け取る
保険会社等からの入院給付金

担当: 田熊美里

24年11月～25年1月まで入院

11月分の入院費用を12月15日に支払、12月分と1月分の入院費用を翌年1月15日にそれぞれ支払ったような場合、12月15日に支払った分のみ、24年の医療費控除の対象となり、翌年1月15日に支払った分は25年の医療費控除の対象となります。



この入院費用に補填するように生命保険会社から受け取る入院給付金は25年4月の入金予定で、25年3月の確定申告までに確定額がわからないような場合、12月15日に支払った入院費用に係る金額は、支払った医療費の割合を見込額に応じて按分算出し、24年度の医療費の補填金見積額を見込額として医療費控除額から控除する必要があります。なお、実際給付を受けてから見込額と入金額に違いが生じた場合は、修正申告又は更正の請求をすることとなります。

(医療費を補填する保険金等の見込控除)

所得税法では、医療費を補填する保険金等の額が、医療費を支払った年分の確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて適用する。この場合において、後日、当該保険金等の確定額と見込額とが異なることとなったときは、遡ってその医療費控除額を訂正するものとされている(基通73—10)。

税務

死亡保険金を受け取ったとき～死亡保険金についての課税～

担当: 春木円加

交通事故や病気などで被保険者が死亡し、保険金受取人が死亡保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、保険金受取人、被保険者がだれであるかにより、その受け取った保険金については、相続税、贈与税、所得税のいずれかの課税の対象になります。どの税目が課税されるかは、「**誰が保険料を負担したか**」という点に着目してください。ここでは、被保険者Aが死亡したことにより、Bが保険金を取得したものととして、課税関係を説明します。



① 保険料の負担者をA、保険金受取人をBとする場合(保険料負担者と被保険者が同一の場合)

Aの死亡により、保険金がBに支払われます。保険料は生前、Aによって支払われておりBは保険料を負担していません。BはAが死亡したことで、相続により保険金を取得したものとみなされて、Bに対しては相続税が課税されます。

② 保険料の負担者をC、保険金受取人をBとする場合(保険料の負担者、被保険者、保険金の受取人がすべて異なる場合)

Aの死亡により、保険金がBに支払われます。保険料は生前、第三者Cによって支払われておりAとBは保険料を負担していません。BはAが死亡したことで、贈与により保険金を取得したものとみなされて、Bに対しては贈与税が課税されます。①との違いは、保険料の負担者が被保険者であるAであるか、第三者であるCであるかという点です。②の場合には、保険料の負担者であるCは死亡していませんから相続税は発生しません。保険事故(Aの死亡)により保険金が発生し、CからBに贈与が行われたものとみなされ、贈与税が課税されます。

③ 保険料の負担者をB、保険金受取人をBとする場合(保険料負担者と保険金受取人が同一の場合)

Aの死亡により、保険金がBに支払われます。保険料は生前、Bによって支払われておりAは保険料を負担していません。保険料負担者であるBはAが死亡したことで、自ら保険金を取得しますので、Bに対しては所得税が課税されます。

自分が負担した保険料で保険金を受け取った場合には所得税が課税されますが、一時金で支給を受ける場合には一時所得、年金により受け取る場合には公的年金等以外の雑所得となりますので、注意が必要です。

☆ シンプルスピード 給与編★

担当:宗盛早織

シンプル給与をお使いの方へ

平成25年より所得税の**復興特別所得税**が始まります。
皆さまには、ソフトの入れ替え又は税率変更をお願いします。

給与メインメニューより

↓
各種料率表設定

1. 社会保険料率表

等級	標準報酬月額	健康保険料月額	健康保険料分額	厚生年金保険料月額	雇用保険料月額	割合
1	58,000	2,900	3,350	3,215	0	割
2	60,000	3,010	3,937	3,215	67,000	割
3	70,000	3,312	4,510	3,215	73,000	割
4	80,000	4,410	5,995	3,215	83,000	割
5	80,000	4,915	5,674	3,215	93,000	割
6	104,000	6,216	6,922	3,710	101,000	割
7	110,000	5,516	6,309	3,221	107,000	割
8	110,000	5,319	6,032	3,932	114,000	割

給与メインメニューより
各種料率表設定

今回は、源甲1と源甲3をそれぞれ変更します。

【3. 源甲1タブ】

3-1. 源泉徴収税額表：甲欄（別表第一）

基準金額	掛率	控除額	割合
0以上	0%	54,167	割
135,417以上	40%	0	割
150,000以上	30%	15,000	割
200,000以上	20%	45,000	割
550,000以上	10%	100,000	割
835,154以上	5%	129,587	割
1以上			割

3-1. 源泉徴収税額表：甲欄（別表第一）

基準金額	掛率	控除額	割合
0以上	0%	54,167	割
135,417以上	40%	0	割
150,000以上	30%	15,000	割
200,000以上	20%	45,000	割
550,000以上	10%	100,000	割
835,154以上	5%	129,587	割
1,250,000以上	0%	204,167	割
1以上			割

基準金額 1,250,000円以上 掛率 0% 控除額 204,167円 を挿入

【3. 源甲3タブ】

3-3. 源泉徴収税額表：甲欄（別表第三）

基準金額	掛率	控除額	割合
0以上	5%	0	割
162,501以上	10%	0,125	割
275,001以上	20%	35,825	割
575,167以上	20%	53,003	割
750,001以上	30%	123,100	割
1,500,001以上	40%	233,003	割
1以上			割

3-3. 源泉徴収税額表：甲欄（別表第三）

基準金額	掛率	控除額	割合
0以上	5.105%	0	割
162,501以上	10.210%	0,296	割
275,001以上	20.420%	38,374	割
575,167以上	20.483%	54,110	割
750,001以上	30.883%	130,680	割
1,500,001以上	40.840%	297,093	割
1以上			割

税率が細かく変更になっているので、掛率・控除額をそれぞれ変更します。

その他、全ての支給分において税額表が変更になっています。
詳しい変更は、年末調整書類に同封されていた「源泉徴収税額表」をご覧ください。
にご連絡しソフトの入れ替えをしてください。



ソフト 編

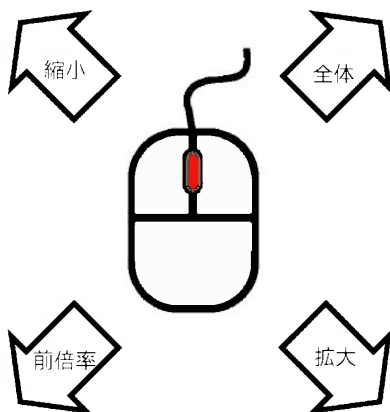
JW-CADの拡大・縮小・移動操作

JW-CADは、2次元CAD用のフリーソフトです。このソフトで図形を拡大・縮小表示したり、移動したりする操作は、エクセル・ワードやブラウザの拡大・縮小・移動の操作とは異なります。JW-CADの拡大・縮小・移動の操作は、マウスの左右のボタンの同時ドラッグや同時クリックで行います。

- ・右下への両ボタンドラッグ 拡大表示
- ・左上への両ボタンドラッグ 縮小表示
- ・右上への両ボタンドラッグ 全体表示
- ・左下への両ボタンドラッグ 前倍率表示

また、左右のボタンを同時にクリックすると、クリックしたときのポインタの位置が画面の中心になるように移動して表示されます。

なお、マウスのスクロールホイールがボタンになっている場合は、左右のボタンを同時に押す操作は、スクロールホイールを押す操作で代用できます。



事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆新年明けましておめでとうございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

少し気は早いですが、今年も確定申告の季節が迫ってきました。資料のご準備はお早めをお願いします。

確定申告は以下のようなものがが必要です。

★不動産所得

- 収入のわかるもの □固定資産税の納付書
- 火災保険料等の領収書(自宅分と区分する)

★事業所得

- 収支がわかるもの(売掛・買掛を含む)
- 経費等のわかる領収書綴
- 車両等の固定資産を購入した場合その明細

★給与所得

- 給与所得の源泉徴収票

★控除関係

- 生命保険料・損害保険料控除証明書
- 国民健康保険料の年間支払額がわかるもの
- 国民年金の年間支払額がわかるもの
- 小規模企業共済等掛金控除証明書
- 医療費領収書／通院の費用を記した書類
- 住宅ローンの残高証明書

その他下記のような特別な事情のある方は、別途書類を用意して頂くことになります。該当する方はお早めに、各担当者にご連絡下さい。

- ・ 土地建物を売却した場合
- ・ 家を新築もしくは増築または購入した場合
- ・ 生命保険、建更などが満期または解約し、保険金を収受した場合 など。

詳しくは各担当者までお問い合わせください。

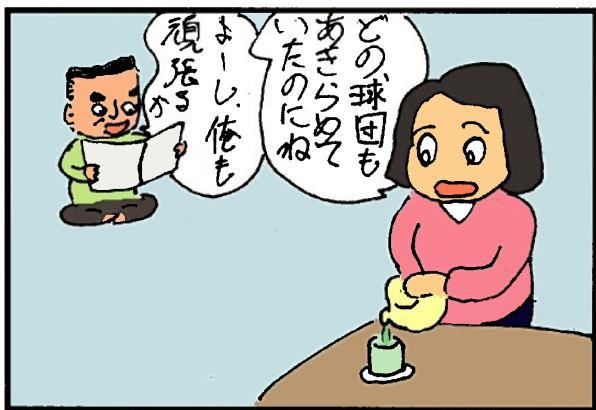
大工のゲンさん家Ⅱ



帰ってきた大工のゲンさん

おおばしう

なせばなるなさねば成らぬ何事も



弊社ホームページにいままでのタクティクスが載っています。ぜひご覧ください。 <http://www/kaikei.co.jp>

お客様ご紹介コーナー 購入希望者募集!!



トヨタ カムロードキンググローバル キャンピングカー

初年度登録 平成13年

走行距離 75,300km

長さ 496cm

幅 205cm

高さ 291cm

燃料 軽油

車検満了期日 平成25年8月

希望価格 170万

☆金額はご相談の上で☆

お問い合わせは大場税務会計 宮本まで



編集後記

年末に1つ相談を受けました。携帯電話で撮影した写真を添付してメールを送ったところ、送信先の相手が携帯で受信できない、という内容でした。状況が把握できなかったため、早速訪問して確認しました。

どうやら最近のスマートフォンは、写真の解像度が高くなり、ファイルの容量が大きくなっていて、容量の大きい画像をメールに添付して送ると、相手側で受信できないことがあるようです。

こういう場合は、予め解像度を低くして撮影すればよいのですが、既に高い解像度で撮影した写真の場合はファイルの容量を小さくする必要があります。便利なもので、ネットには容量を小さくするためのアプリがいくつか公開されています。その中の1つをインストールして、無事メールの送信ができました。

携帯電話にしても、パソコンやタブレット端末にしても、日々進化しています。まだガラパゴス携帯(旧タイプの携帯電話)を使っている私としては、取り残されないように気を付けたいです。

藤井 俊之

紙面の都合上、『事務所からのお知らせ』は7ページに移動しました。